

# マイナ保険証未登録の方へ



令和7年12月2日以降、従来の保険証がご利用いただけなくなることに伴い、医療機関等を受診する際には、マイナ保険証や資格確認書の提示が必要となります。

令和7年2月以降に、マイナ保険証の利用登録がない方のご自宅へマイナ保険証の利用登録方法や資格確認書の交付に関するご案内を送付させていただきます。

なお、資格確認書の交付の流れ等について、ご不明な点がございましたら、船員保険部へお問い合わせください。

## 船舶所有者様へ

資格確認書の交付申請には、船舶所有者様の証明が必要です。被保険者の方等から証明の依頼等がございましたら、ご対応いただきますようお願いいたします。

## マイナ保険証の利用登録方法

### 方法①

医療機関のカードリーダーで登録する



### 方法②

スマートフォン(マイナポータル)で登録する

### 方法③

セブン銀行のATMで登録する



## マイナ保険証を利用しない場合は？

マイナ保険証を利用しない場合は、船員保険部が発行する「資格確認書」をご利用ください(※1)。

マイナ保険証をご利用されていない方を対象に、令和7年6月から順次「資格確認書」をお送りします(※2)。

保険証を紛失、破損した場合等で、資格確認書がすみやかに必要な場合は、「資格確認書交付申請書」を船舶所有者様経由で船員保険部へご提出ください。

(※1)従来の保険証も令和7年12月1日までお使いいただけます。

(※2)すでに資格確認書が発行されている方を除きます。

(資格確認書イメージ)



← 資格確認書交付申請書はこちら  
(船員保険部ホームページ)

